

私^{わたし}たちは知的障^{ちてきしょう}がいのある人^{ひと}の尊^{そんげん}厳^{げん}をまもり、

虐待^{ぎゃくたい}を許^{ゆる}しませせん

平成^{へいせい}24年^{ねん}10月^{がつ}1日^{にち}に
「障害者虐待^{しょうがいしゃぎゃくたい}の防止^{ぼうし}、障害者^{しょうがいしゃ}の養護者^{ようごしゃ}に対する
支援^{しえん}等^{とう}に関する法律^{ほうりつ}（障害者虐待防止^{しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう}法）」
が施行^{しこう}されました。
当施設^{とうしせつ}・事業所^{じぎょうしょ}への相談^{そうだん}がむずかしい場合は、
市町村^{しちょうそん}に設置^{せっち}されている
障害者虐待防止^{しょうがいしゃぎゃくたいぼうし}センター
もしくは都道府県^{とどうふけん}に設置^{せっち}されている
障害者権利擁護^{しょうがいしゃけんりようご}センター
をご活用^{かつよう}ください。

当施設^{とうしせつ}・事業所^{じぎょうしょ}は、日本^{にほん}知的障^{ちてきしょう}害者^{がいしや}福祉協^{ふくしききょうかい}会^{かい}の会^{かい}員^{いん}です。